

岩手県告示第263号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、ふるさと岩手応援寄付に係る寄附金の指定納付受託者の住所又は事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和8年4月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定納付受託者			変更年月日
名 称	住所又は事務所の所在地		
	変更前	変更後	
株式会社雨風太陽	花巻市大通一丁目1番43-2花巻駅構内	花巻市仲町1番29号 HANAMAKI BASE	令和8年2月25日